

# JA 共済からのお知らせ

## ～平成 31 年 4 月実施の建物更生共済の仕組改訂について～

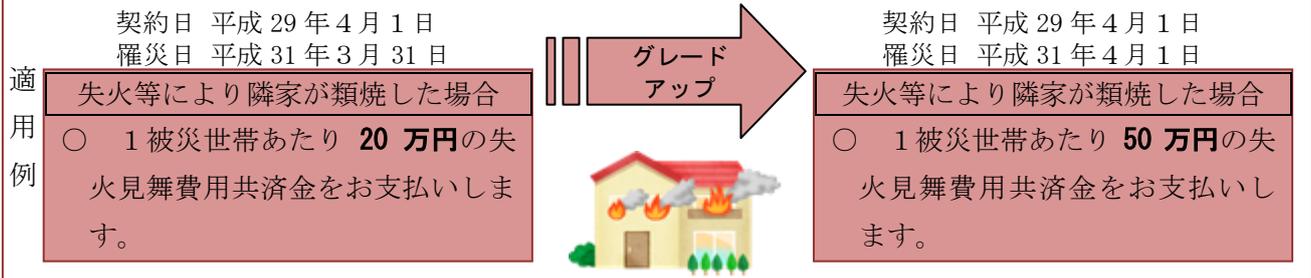
平素は JA 共済をご利用いただきまして、誠にありがとうございます。

JA 共済では、平成 31 年 4 月に建物更生共済の仕組改訂を行い、保障内容を拡充しました。

この改訂は、**平成 29 年 4 月 1 日以後を契約日とする建物更生共済「むてきプラス」契約**についても**特段の手續や共済掛金の変更なく適用**されます。(平成 29 年 3 月 31 日以前を契約日とする建物更生共済契約には適用されません。)

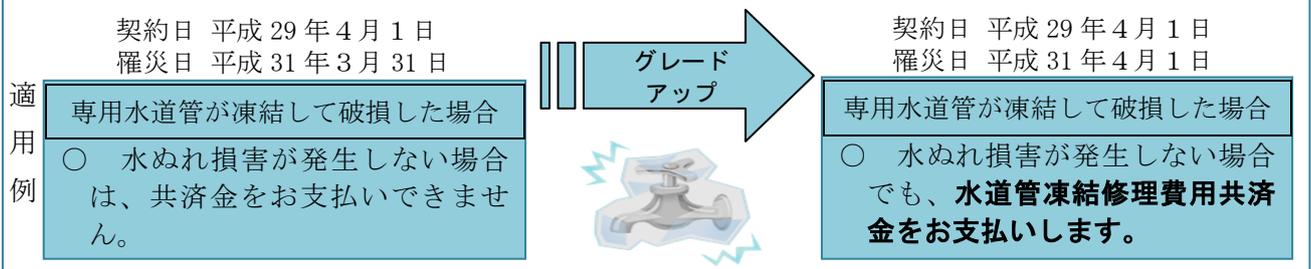
### 失火等により類焼した場合

共済の対象から発生した火災などによって他人の所有物に損害が生じた場合は、類焼先へのお見舞金として 1 被災世帯あたり 20 万円（1 回の事故につき火災共済金額の 20%を限度）の失火見舞費用共済金をお支払いしていましたが、平成 31 年 4 月 1 日以降は、1 被災世帯あたり **50 万円に拡充**します。



### 専用水道管が凍結して破損した場合（建物・特定建築物のご契約）

平成 31 年 4 月 1 日以降に、共済の対象である建物または特定建築物の専用水道管が凍結によって破損した場合は、水ぬれ損害が発生しなくても、水道管凍結修理費用に対して、**水道管凍結修理費用共済金（1 回の事故につき 10 万円を限度）**をお支払いします。



### カギが盗難された場合（家財・営業用什器備品のご契約）

平成 31 年 4 月 1 日以降にカギ（共済証書記載の建物の出入りに通常使用するドアのカギをいいます。以下同様。）が盗難され、実際にドアロック（盗難されたカギにより開けることができる共済証書記載の建物のドアの錠をいいます。以下同様。）を交換した場合は、ドアロック交換費用に対して、**ドアロック交換費用共済金（1 回の事故につき 5 万円を限度）**をお支払いします。

